

防火対象特例認定取消処理要領

～ 消防法第8条の2の3 ～



本CDは、防火対象物定期点検報告制度の中で、特例認定した対象物で、取消事由が発生した際の取消要領を示したものです。特例認定の取消に際して、必要とされる内容のAからZまでが「映像」で物語風に収録されています。

ストーリーは、特例認定制度の仕組みから始まり、その対象物で火災が発生し、その後の立入検査で取消要件に該当したとして、取消を実施するものです。この取消にあたって行政手続法に定める「聴聞」を必要とすることから、この聴聞要領を具体的な映像により詳しく示されています。

一言で「聴聞」と言っても、その手順や方法などが理解されにく

いことであり、その手続きに不案内なことから、取消を躊躇することがあってはならないことです。この映像を通して、自分が執行する際の場面に応じたイメージ・トレーニングをしてください。

関係資料集

● 特例認定制度	● 特例認定（消防法第8条の2の3） ● 認定の失効	● 認定の取消し
● 聴聞の事前準備	● 不利益処分をしようとする場合の手続 ● 聴聞の主宰 ● 代理人 ● 補佐人 ● 聴聞期日の変更	● 聴聞の通知 ● 参加人 ● 文書等の閲覧
● 聴聞	● 審理の方式	● 聴聞調書及び報告書
● 聴聞結果のまとめ	● 聴聞調書及び報告書	● 不利益処分の決定
● 聴聞関係資料	● 聴聞に係る様式	● 様式作成例

[注：このCDは、平成17年3月に作成しており、資料等の一部に現行法令に改正されていない項目がいくつかありますので、注意してください。また、映像は、建物の対象物の違反等全て仮想で、出演者は俳優に依頼して演技として作成されているもので、フィクションです。